

国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経 規程第50号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>第7条 省略 2 省略 3 省略 4 出納員が現金を収納したときは、会計事務取扱規程第8条第1号に定める仕訳伝票を作成のうえ、領収書の控えを添付して、直ちに収納した現金をその所属する出納役又は分任出納役に払い込まなければならない。ただし、<u>工学部附属繊維博物館</u>の日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は5月31日の開館に係る分については、これらの日の直後に当該出納員及び所属する分任出納役が勤務を要する日に払い込むものとする。</p> <p>第8条～第30条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1の1～別表第1の2 省略 第1号様式～第10号様式 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略（現行どおり）</p> <p>第7条 省略（現行どおり） 2 省略（現行どおり） 3 省略（現行どおり） 4 出納員が現金を収納したときは、会計事務取扱規程第8条第1号に定める仕訳伝票を作成のうえ、領収書の控えを添付して、直ちに収納した現金をその所属する出納役又は分任出納役に払い込まなければならない。ただし、<u>科学博物館</u>の日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は5月31日の開館に係る分については、これらの日の直後に当該出納員及び所属する分任出納役が勤務を要する日に払い込むものとする。</p> <p>第8条～第30条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表第1の1～別表第1の2 省略（現行どおり） 第1号様式～第10号様式 省略（現行どおり）</p>	

附 則（20規程第19号）

この規程は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。